

大島商船高等専門学校寮生心得

学寮は、学生の共同生活の場である。そこでは、自分一人のことだけでなく、他の寮生のことも十分に配慮する必要がある。こうした団体生活を通して、友愛、協調及び自主の精神を培い、責任と規律ある生活習慣を体得することが、寮生活の目的である。

1. 生活

寮生は、常に共同生活の意義を自覚し、下記事項を遵守する。

(1) 日課

所定の日課表に従い、規律正しい生活をする。

(2) 学習

自習時間中は、学習に専念し、静粛時間中は、大声、放歌等は禁止する。また、みだりに他室へ出入りしたり滞在したりしない。

(3) 傷病

身体に異常を認めた場合は、直ちに当直教員又は寮務係に申し出て、適切な指示を受ける。ただし、医療機関を受診した場合の医療費等は本人の負担となる。

(4) 清潔・整頓

常に身の回りの清潔や居室内の整頓に心掛け、掃除当番は協力して分担区域を清掃する。

(5) 礼儀・服装

寮生は、相互にあいさつし、礼儀を守り、特に上級生は下級生の模範となる言動を行う。服装については、他の人に不快感を与えないように心掛ける。

(6) 欠席・欠課等

学校の授業を欠席又は欠課する場合は、必ず寮務係に届け出るなど所定の手続きを行う。

(7) 外泊・外出

外泊は、事前に学級担任の許可を得てから、外泊許可願を寮務係に提出する。

3日前までに提出された外泊許可願の欠食は、1日（3食分）ごと食材費を返還する。遠隔地からの帰寮が門限を超える場合は、無理せず、翌日帰寮する予定を組む。

門限までに帰寮予定であったが、事故等で遅れる場合は、当直教員に連絡する。

(8) 食堂

食堂の使用時間を厳守し、食事中は他人の迷惑にならないようマナーを守る。

なお、食事は食堂内でとり、食器類の無断持ち出しは禁止する。

(9) 浴室

入浴時間を厳守し、節水に心掛ける。

入浴マナー（浴槽に入る前に身体をよく洗う、浴槽内にタオルを漬けない、浴室で洗濯をしない等）を守る。

(10) 洗濯

洗濯機・乾燥機の台数は限られているので、使用後は速やかに衣類を取り出すなど、次に使用する人の迷惑にならないよう心掛ける。また、定められた時間以外の使用は禁止する。

(11) 点呼

寮生の安全確認のため、迅速かつ正確な点呼に協力する。点呼を無断で欠席したり、点呼に遅刻したりしない。疾病などで点呼を受けることができないときは、事前に就床許可願を当直教員に提出するなど所定の手続きを行う。

2. 居室

寮生は指定された居室に居住する。寮務主事の許可なく居室を変更してはならない。

(1) 鍵

寮生は、貸与された居室の鍵について紛失防止、合鍵の作製禁止など適切な管理をする責任を持つ。もし、鍵を紛失した場合は、直ちに寮務係に申し出る。また、居室を離れるときは、必ず施錠する。退寮時には鍵を寮務係に必ず返却する。

(2) 備品

机・ロッカー・ベッド等は定められた位置で使用し、みだりに移動したり乱暴に取り扱ったりしない。寮内外の備品（器具類等）を破損した場合は、直ちに寮務係に申し出る。

(3) 私物の持込み

学習に必要なもの以外は、居室に持ち込まない。特に珍しい物や高価な物は他人の注意を引き、思わぬ事故を起こす原因となる。持込み禁止品については、別に定める。

紛失防止のため、教科書、体育館シューズなど自分の持ち物には、学科学年・氏名を書く。

(4) 寮生以外の者の立入禁止

寮生以外の者の建物内への立入りは禁止する。

(5) 貴重品

各自の貴重品、現金や所持品については、原則として各自の責任において保管する。保管は、施錠できる机の引き出しを利用する。

盗難が発生した場合は、当直教員、寮務主事又は寮務主事補に速やかに報告する。

(6) 火災予防

火気管理の注意事項：

①持込禁止の電気製品を使用しない。

②タコ足配線により複数の電気製品を使用しない。

③照明器具等高温過熱する電気製品の電源を長時間つけておかない。

④電気製品の周辺の整理整頓をする。

⑤退室時には電気製品等のスイッチを切り、コンセントを抜いておく。

⑥その他、火災の元となる火気について細心の注意を払う。

(7) 避難

学寮で火災や地震が発生した場合には、当直教員、寮長、副寮長、指導寮生が協力し、全寮生を安全に避難させる体制を整備しているため、慌てず指示に従い、避難する。

3. 週番

点呼業務を助けるため、週番を置く。週番心得は、別に定める。

4. 指導寮生

低学年寮生の生活指導のため、指導寮生を置く。指導寮生心得は、別に定める。

5. 寮生会

全寮生を構成員とする寮生会を置く。寮生は、寮生会の運営に常に関心を持ち、その活動に積極的に参加しなければならない。寮生会会則は、別に定める。

6. 処分

寮内において本校学則や学生心得に違反した者は、学校として退学、停学等の処分が行われる。また、学寮運営管理規則、寮生心得に違反した者には退寮、訓戒、保護者召喚等の独自の処分を行う。以上のほか、点呼の無断欠席、無断外泊など寮内のルール違反行為についても、次年度の入寮許可選考の資料とする。

付記

1 この心得は、令和4年4月1日から実施する。

2 大島商船高等等専門学校寮生心得（昭和60年4月1日実施）は廃止する。